



様式第2号

平成30年 11月 16日

坂戸市議会議長 様

会派名 日本共産党

代表者名

新井文雄 

実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 平成30年10月17日(水) 午後1時30分～3時30分
- 2 参加者氏名

新井文雄	吉岡茂樹	鈴木友之	平瀬敬久

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 全員協議会室	坂戸市議会議員研修会 「超高齢化・高度情報化社会における読書や読み書き 困難者への情報支援について」

- 4 概要
別添のとおり

坂戸市議会研修会報告書

1. 日時：2018年10月17日（水）午後1時30分～3時30分
2. 場所：坂戸市役所 全員協議会室
3. 内容：超高齢化・高度情報化社会における読書や読み書き困難者への情報支援について
4. 講師：NPO法人 大活字文化普及協会
田中 章治 先生
市橋 正光 先生
5. 講義概要
 - (1) 見えない人は千差万別である。
例：全盲や弱視、視野欠損（中心、周辺、下半分など）
また、生まれつきか、中途視野障害か、見えにくいことに慣れているか、見えないことを周りに伝える人か、伝えない人か。中には盲聾者（見えなくて、かつ、聞こえない人）もいる。
 - (2) 視覚障害者には3つの不自由がある。
 - a. 歩行移動の不自由
年間70件程、駅での転落事故があり、うち2～3名は死亡している。
 - b. 読み書きの不自由
これには①勉強上、②職業上、③日常生活上、の3つがある。
 - (3) 上記の問題（不自由）に対し、公官庁の責任は果たされているのか？
 - a. 広報や議会だよりの点字訳や音声対応は例外的で、水道料金や電気料金も請求内容を読むことはできない。
 - b. 役所の窓口でも代読代筆してほしい。坂戸市のように窓口に「読み書きO.K」の表示がないところもある。
 - c. 地域の公共図書館でも何らかのサービスがあるのは40%。対面朗読に限るとまだ20%。
・「障害者総合支援事業」の「意思疎通支援事業」により代読を始める自治体が増えている。
 - (4) 視覚障害者からの願いは2つ。
 - a. 声を掛けてほしい、ということ（また、指示代名詞は使わないで）
 - b. 手に触れさせてほしい、ということ（百聞は一触にしかず）

- (5) 全ての人が読み書きできる社会を目指し、2012年8月に「すべての人が読書、読み書きできる社会作りを」とのアピールを行った。全ての機関（自治体、公共図書館、出版社等）が全ての国民の「読書権」を果たすため、責任を果たしてほしい。
- (6) 大活字本は弱視の方が読めるよう製作されたもの。なお、全国で10の自治体に大活字本制度がある。また、日本では年間7万冊の新刊が出ると言われるが、大活字本としてはそのうちの20～30タイトルしか製作されない。弱視の方が読みたい本なんでも読めるという製作体制にはなっていない。
- (7) 視覚障害者手帳取得者は日本に約30万人。そのうちの7割が弱視者（視野狭窄、光過敏等）、盲学校でも半数以上が弱視者。2030年頃には200万人を超える方が弱視の状態では生活が不便になるとされる。
- (8) 白黒反転の機能の付いた拡大読書機等もある。
- (9) 視覚障害者だけでなく、外国人等含め、共通の場にいる人が気持ちよく過ごせるよう、パブリックデザインの推進も必要。
- (10) スウェーデンでは情報にアクセスする権利が憲法で規定されている。こういった権利は、一般の人の情報保障にもつながる。

6. 学んだこと

- (1) 見えないということは千差万別であり、その見えなさに対応した支援が必要である。
- (2) 代読代筆できる支援員が不足していると思われるため、まず、公共機関はその増員に努める必要がある。その施策についてどういった提案ができるのか検討したい。
- (3) パブリックデザインの設置推進に向け、どういった施設、場所を優先して対応していくべきかを考える必要がある。
- (4) 大活字本、拡大読書機の普及に向け、補助等の制度面で問題点がないか再度調査したい。
- (5) 障害者に優しい社会は健常者にとっても住みやすい社会であることを再認識した。

以上